

**京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)
地区計画の決定(京都市決定)**

都市計画京都市高度医療・保健衛生福祉地区地区計画を次のように決定する。

名	称	京都市高度医療・保健衛生福祉地区地区計画
位	置	京都市中京区壬生東高田町の一部
面	積	約 6 . 2 h a
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地区計画の目標	当地区は、広域災害時の第一次緊急輸送道路である国道 9 号線に面し西大路通に近接するなど、都市交通網の要所に位置しているとともに、数百メートルの範囲にＪＲ丹波口駅や阪急西院駅があるなど、公共交通も整った立地環境にある。また、当地区周辺には、住宅が密に建ち並び、市立病院等の施設利用のための歩行者環境の整備や、市街地環境の向上のための緑地の確保が望まれる地域でもある。 当地区は、明治 1 5 年にコレラ等の伝染病から市民を守るため設立された公立避病院を前身として、現在、京都市が行う政策医療及び高度医療の拠点であるとともに、市内唯一の地域災害医療センターの役割を担っている京都市立病院を核に、医療関連施設、保健衛生施設及び福祉施設等が立地している。 こうした地域特性を踏まえ、市民の安心で安全な暮らしを支える総合的な医療、保健衛生及び福祉機能の整備拡充、災害時の拠点機能の強化等による都市拠点としての機能向上、緑豊かな潤いのある市街地環境の形成や新たな景観の創出を図ることを地区の目標とする。
	土地利用の方針	高度医療や保健衛生、福祉及び防災等の施設の集約による都市拠点としての機能の充実と、市街地環境の向上、新たな景観の創出を図る。 A 地区 政策医療及び高度医療機能の拡充のため、高度集約化を図る病院施設を中心に、医療や防災関係施設等の誘導、緑地広場の整備や緑化の推進等を図る。 B 地区 医療、保健衛生及び福祉施設等の誘導を図るとともに、歩行者環境の向上、緑化の推進等を図る。
	地区施設の整備方針	1 市街地環境や景観の向上、防災機能の確保のため、五条通沿道の緑地の保全を図る。 2 市街地環境の向上のため、区域の外周道路に既設歩道と一体となった歩行者用通路の整備を図る。
	建築物等の整備方針	1 建築物の用途の制限により、医療、保健衛生及び福祉機能等が集積した都市拠点にふさわしい建築物の誘導を図る。 2 病院機能の充実と、救急災害活動スペースの創出を図るため、病院施設の高度集約化を図る。 3 壁面の位置、建ぺい率及び建築物の高さの制限等により、ゆとりのある市街地環境と良好な景観の形成、防災機能の向上を図る。 4 建築物の形態・意匠の制限を定め、新たな景観の創出を図る。
	その他当該区域の整備、開発又は保全に関する方針	災害活動空地としての緑地広場（ 2 , 5 0 0 m ² 以上）の整備を図る。

地 区 整 備 計 画	地区施設の配置及び規模		緑地 約 1,300 m ² 計画図に表示する区域のうち，出入口等の部分を除く部分とする。 公共空地：(歩行者用通路) 1号(御前通側)：幅員 2.0 m，延長約 140 m 2号(松原通側)：幅員 1.5 m，延長約 220 m 3号(西土居通側)：幅員 2.0 m，延長約 250 m	
	地区の 区分	区分の名称	A地区	B地区
		区分の面積	約 4.2 ha	約 2.0 ha
	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は，建築してはならない。 1 医療，保健衛生，福祉又は防災に関する施設 2 学校(医療又は看護に関するものに限る。) 3 事務所(医療，保健衛生，福祉又は防災に関する技術向上，普及啓発又は研究を主たる目的とするものに限る。) 4 共同住宅又は寄宿舍(第1号又は第2号に掲げる施設に関わるものの利用に供するものに限る。) 5 幼稚園 6 巡査派出所等 7 前各号の建築物に付属するもの	
		建築物の建ぺい率の最高限度	10分の4 (角敷地等内にある建築にあつては10分の5)	-
		壁面の位置の制限	建築物の壁又はこれに代わる柱の面(地盤面下の部分は除く。)から道路の境界線までの距離の最低限度は，五条通にあつては15m，御前通及び西土居通にあつては10mとする。	建築物の壁又はこれに代わる柱の面(地盤面下の部分は除く。)から道路の境界線までの距離の最低限度は，松原通にあつては1.5m，御前通及び西土居通にあつては5mとする。
		建築物の高さの最高限度	20m(塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内，かつ，その部分の高さが8mを超える場合においては，20mからその部分の高さを差し引いて得たものに8mを加えたものとする。)。ただし，病院の用途に供する部分にあつては，20mを31mに読み替える。	20m(塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内，かつ，その部分の高さが8mを超える場合においては，20mからその部分の高さを差し引いて得たものに8mを加えたものとする。)。ただし，松原通から10mの範囲にあつては，20mを10mに読み替える。
			建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に1.25を乗じて得たもの	

		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1 建築物の形態及び意匠は，地区全体の景観として統一感があるものとする。 2 建築物の意匠がけばけばしい色彩その他周辺の町並みの景観に違和感を与えるものでないこと。 3 建築物の長大な壁面は，分節等により威圧感のないものにする。 4 屋上に設ける建築設備は，適切な修景措置が施されており，かつ，位置，規模，形態及び意匠について建築物の本体と均整が取れていること。
	備	考	

地区計画区域及び地区整備計画区域，区域の区分，地区施設及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり

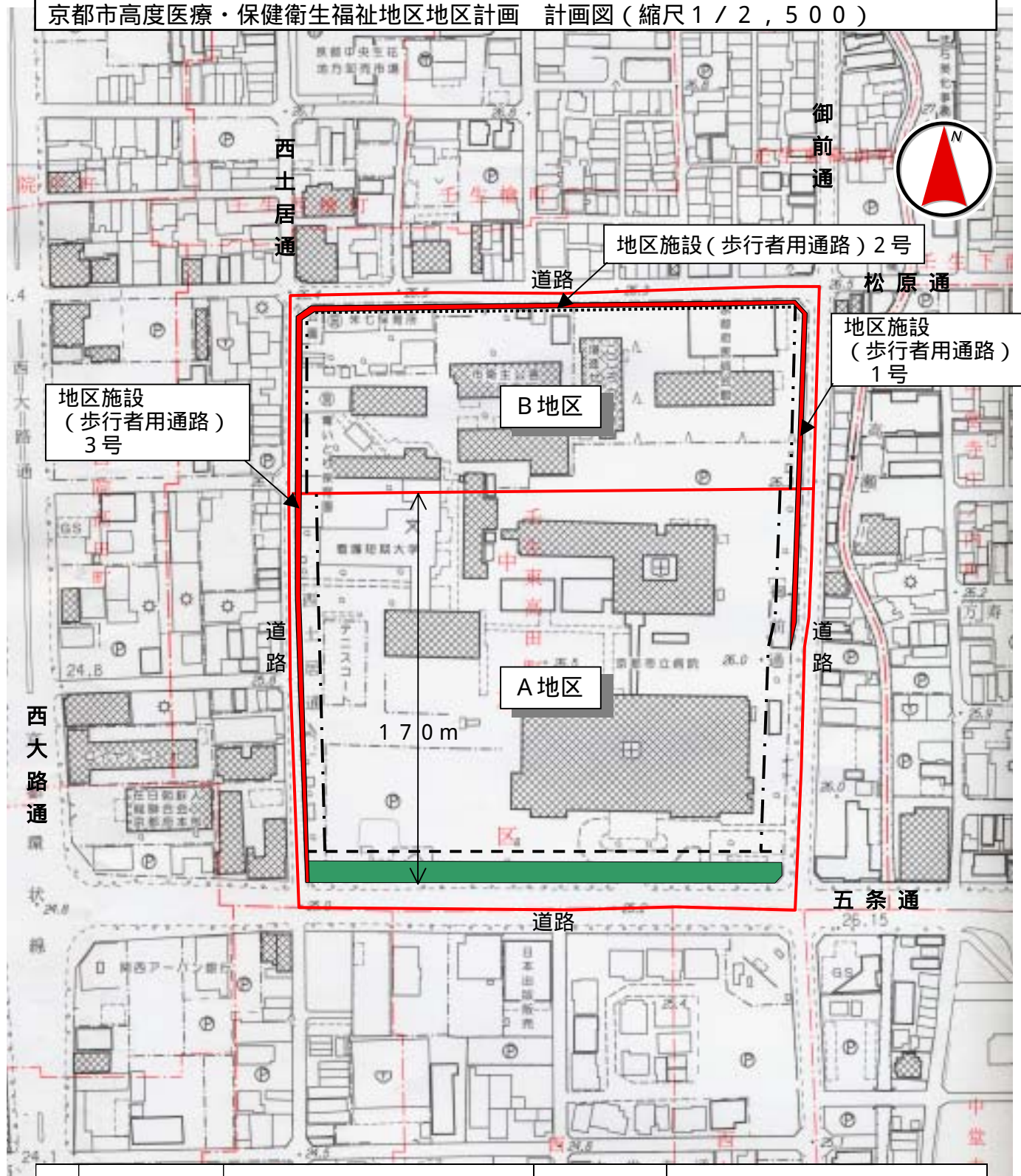
理 由

本都市計画は，京都市立病院を核に，医療，保健衛生及び福祉施設等が立地している本地区において，地区計画を策定することにより，都市拠点としての機能の向上，緑豊かな潤いのある市街地環境の形成及び新たな景観の創出を図るものである。

京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)

地区計画の決定(京都市決定)

京都市高度医療・保健衛生福祉地区地区計画 計画図(縮尺1/2,500)



凡		地区計画区域及び 地区整備計画区域	-----	壁面の位置の制限(15m)
			- . - .	壁面の位置の制限(10m)
例		地区施設(緑地)	- . . - .	壁面の位置の制限(5m)
				壁面の位置の制限(1.5m)
		地区施設(歩行者用通路)		